

政治家が行なう 寄附の禁止が強化されました。

「公職選挙法の一部改正」 その二

七月号では公職の候補者等が行う寄附の禁止の強化等のうち「政治家の寄附禁止」の項目について掲載いたしました。

今月号は、引続き「政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止」からお知らせします。

対象となりますが、この「威迫」とはどういう意味ですか。

答 「威迫」とは、「人に不安の念を抱かせるに足りる行為」という意味です。

後援団体の寄附禁止関係

後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

後援団体（いわゆる後援会）が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかんを問わず、処罰されます。

後援団体が選挙区内にある者に対してすることが禁止される寄附の例を示して下さい。

答 ①会員あるいはその身内の不幸に際し、花輪、香典を出すこと。

②町内の老人会やソフトボール大会等に祝いを出すこと。

③選挙区内にある者の家の新築祝いを出すこと。

④年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられます。

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞いなどの時候のあいさつ状（電報なども含まれます）を出すことは禁止されます。

次のようなあいさつ状は自筆のものとは認められません。

(1)印刷した時候のあいさつ状に、政治家が住所と氏名を自署したもの。

(2)ワープロによる時候のあいさつ状

答 自筆のものとは認められません。（こうしたあいさつ状を選挙区内にある者に出すことは禁止されます。）

印刷した年賀状などのほか禁止されるあいさつ状の例を示して下さい。

「喪中につき年賀のあいさつを失礼します」なる欠札のハガキ。

(2)年賀電報、電子郵便により送る年賀のためのあいさつ状

(3)ファックスにより送る年賀状を出すことが禁じられます。

政治家は、選挙区内にある者に対する有料の政策広告の中に、あいさつ文を入れることは禁止されます。

政策広告は、一般的にはあいさつを目的とする有料広告ではありません。しかし、有料の政策広告の中に「あいさつ」文を入れたことにより、全体として、主として年賀、慶弔などのために送るあいさつを目的としていると認められます。

選挙区内にある者に対する有料の政策広告の中に、あいさつ文を入れることは禁止されます。

○図案には「通商産業省」「商業統計調査(卸売業小売業)」「平成三年七月一日」の文字を必ず入れる。

○裏面には「住所、氏名、職業」を必ず明記する。

応募が切 平成二年九月十日

送付先 〒950新潟市新光町一

つ状を出すことが禁じられます。

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞いなどの時候のあいさつ状（電報なども含まれます）を出すことは禁止されます。

次のようなあいさつ状は自筆のものとは認められません。

(1)印刷した時候のあいさつ状に、政治家が住所と氏名を自署したもの。

(2)ワープロによる時候のあいさつ状

答 自筆のものとは認められません。（こうしたあいさつ状を選挙区内にある者に出すことは禁止されます。）

印刷した年賀状などのほか禁止されるあいさつ状の例を示して下さい。

「喪中につき年賀のあいさつを失礼します」なる欠札のハガキ。

(2)年賀電報、電子郵便により送る年賀のためのあいさつ状

(3)ファックスにより送る年賀状を出すことが禁じられます。

選挙区内にある者に対する有料の政策広告の中に、あいさつ文を入れることは禁止されます。

○図案には「通商産業省」「商業統計調査(卸売業小売業)」「平成三年七月一日」の文字を必ず入れる。

○裏面には「住所、氏名、職業」を必ず明記する。

応募が切 平成二年九月十日

送付先 〒950新潟市新光町一

のためあいさつ状

(4)クリスマスカード。

問 弔電は禁止されませんか。

答 禁止されていません。

問 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援会が、有料のあいさつ状を出すことは処罰されます。

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（いわゆる名刺広告など）を出すことは処罰されます。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めるとも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

問 選挙区内にある者に対する有料の政策広告の中に、あいさつ文を入れることは禁止されますか。

答 政策広告は、一般的にはあいさつを目的とする有料広告ではありません。しかし、有料の政策広告の中に「あいさつ」文を入れたことにより、全体として、主として年賀、慶弔などのために送るあいさつを目的としていると認められます。

問 選挙区内にある者に対する有料の政策広告の中に、あいさつ文を入れることは禁止されますか。

答 政策広告は、一般的にはあいさつを目的とする有料広告ではありません。しかし、有料の政策広告の中に「あいさつ」文を入れたことにより、全体として、主として年賀、慶弔などのために送るあいさつを目的としていると認められます。

められることとなる場合があります。

その有料広告は罰則をもって禁止されます。

問 禁止される「慶弔、激励、感謝その他これらに類するもの」のためにするあいさつ」とは、具体的にどのようなものが考えられますか。

答 各種の大会の祝いや人の死亡についてのあいさつ、高校の野球大会出場に際しての激励あいさつ、災害見舞等も禁止されるあいさつに含まれます。

問 禁止される「慶弔、激励、感謝その他これらに類するもの」のためにするあいさつ」とは、具体的にどのようなものが考えられますか。

答 各種の大会の祝いや人の死亡についてのあいさつ、高校の野球大会出場に際しての激励あいさつ、災害見舞等も禁止されるあいさつに含まれます。

尚、用紙は各受給者に送付いたします。詳しいことは、住民福祉課福祉係にお問い合わせください。

児童扶養手当

特別児童扶養手当

受給者にお知らせ

毎年八月に、児童扶養手当受給者は現況届を、特別児童扶養手当受給者は所得状況届をそれぞれ提出することになっております。各期限までに忘れずに提出してください。

尚、用紙は各受給者に送付いたします。詳しいことは、住民福祉課福祉係にお問い合わせください。

平成三年 商業統計調査 (卸・小売) ポスター募集

新潟県企画調整部統計課 産業経済統計班

規格○用紙の大きさ、縦59cm、横42cm(A2判縦長に使用)

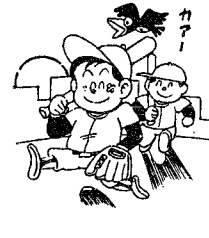
○使用する色は四色以内(白は一色と数えない)

○図案には「通商産業省」「商業統計調査(卸売業小売業)」「平成三年七月一日」の文字を必ず入れる。

○裏面には「住所、氏名、職業」を必ず明記する。

応募が切 平成二年九月十日

送付先 〒950新潟市新光町一



二輪車の交通事故防止

8月19日はバイクの日

近年ファミリーバイクの普及で二輪車(原付車を含む)の交通事故が増えています。

交通安全における二輪車の安全な利用を促進するため、平成元年から毎年8月19日を(819)「バイクの日」として定め事故防止を呼びかけています。

二輪車を運転する皆さんは、

1 次のことに注意しましょう。

1 安全な速度を保持し、カーブの手前ではスピードを落とす。

2 交差点では、まわりの車や対向車に注意する。

3 一時停止、徐行を確実に行う。

4 進路変更は、無理をせず余裕を持って行う。

5 ヘルメットを正しく着用する。



毎月10日は 交通安全家庭の日

ゆずりあい いい町 いい人 いい運転

最近、自動車の登録手続きの怠り等から、車に関するトラブル、問い合わせ、苦情等が多くなっています。

手続きが遅れると、名義変更廃車等が非常に面倒になったり、場合によっては車の登録手続きの怠り等から、車に関するトラブル、問い合わせ、苦情等が多くなっています。

登録手続き等は、業者に依頼する場合、あなたの正しい使用(所有)名義になっているか確認して下さい。

お問い合わせ先

新潟管轄(新潟ナンバー) 新潟陸運支局登録課

電話(055)285-1222

ポイラー取扱技能講習会

講習会場・期日

上越 八月七・八日(火水)

新潟 八月十六十七日(木金)

定員 各五十名

詳細は(株)日本ポイラー協会新潟支部(055)285-555へ

白根地区理科教育センターより おしらせ

〈天体観望会〉

日時 八月二十一日(水)

午後七時三十分～九時

(雨天・曇天の場合は、二十三日に延期)

場所 白根児童公園(市役所脇)

内容 月・土星・夏の星座の観測を行います。

平成二年度 交通安全家族会議 作文募集

1 作文の題材 「我が家の交通安全」

2 応募期間 平成二年七月一日～9月20日

3 応募区分

①小学校低学年の部

②小学校中学年の部

③小学校高学年の部

④中学生の部

⑤母親・一般の部

4 応募方法

(1)小学生各部及び中学生 400字詰原稿用紙3枚以内

(2)母親・一般の部 400字詰原稿用紙5枚以内

尚、詳細については、役場企画財政係までお問い合わせ下さい。

求人情報

小須戸町関係の求人情報を紹介します。お問い合わせは、新津公共職業安定所 紹介係 (22-2233) へどうぞ

No.	事業内容	所在地	求人職種	求人数	性別	年齢	賃金(千円)	勤務時間
1	ニット製品製造業	小須戸	商品出荷業務員	2	不問	18~45	100~115	8:15~17:15
2	ミシン部品製造業	小須戸	機械工	5	不問	20~45	105~109	8:00~17:00
3	ニット製品製造業	小須戸	運転業務員	2	不問	18~45	100~115	8:15~17:15
4	油圧空圧バルブ製造業	矢代田	雑役工	3	男	45~65	110~150	8:00~17:00
5	醤油及漬物製造業	小須戸	漬物製造業	3	男	20~45	130~200	8:00~17:00
6	ニット製品製造業	新保	編立工	2	男	19~45	107~150	8:00~17:00
7	ワイヤーハーネス製造業	新保	生産工	5	男	18~45	115~180	8:30~17:30
8	醤油及漬物製造業	小須戸	醤油製造工	2	男	20~45	130~200	8:00~17:00
9	貨物運送業	新保 保巻	小型運転手	3	男	20~40	129~147	7:30~16:30
10	印刷業	小須戸	営業員	2	男	25~50	130~160	8:30~17:00
11	ニット製品製造業	新保	縫製工	2	女	19~45	107~130	8:00~17:00
12	食品製造業	天ヶ沢	製造工	3	女	20~60	100~1075	8:00~17:00
13	ニット製品製造業	新保	パタンナー	1	女	19~40	107~150	8:00~17:00
14	ワイヤーハーネス製造業	新保	生産工	5	女	18~40	115~140	8:30~17:30
15	容器包装資材製造販売業	新保	一般事務員	2	女	18~30	110~135	8:30~17:00
16	歯科医療業	小須戸	診療助手	2	女	18~40	100~120	8:30~17:30